

『JGAP 総合規則 畜産2022』へのパブリックコメント対応表

2022年11月14日

一般財団法人日本GAP協会 運用管理部

※誤字脱字の指摘は掲載しておりません

※『総合規則 農産』へのパブリックコメントにも対応していますので、参考にご確認ください。➡URLをクリック <https://jgap.jp/uploads/media/BCEuVkJQVAA>

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応
1	理事会	理念 はじめに	-	理念 はじめに	理事会の意向により、「はじめに」については、新たなJGAPの目指す姿を明示することを目的に「理念」と統合し再構成しました。
2	認証農場	3(9)サイト	統一された管理体制でサイトを使う意味は分かりますが、団体事務局とサイトの間には契約があるような表現ですので修正して欲しいと思います。サイトの持ち主である農場(会社)との契約で成り立っているのです。	3(9) サイト	構成サイトとは団体を構成する農場のことです。農場をサイト(農場)に修正しました。 サイト、農場等の考え方について、解説資料を準備する予定です。
3	認証機関	3(9)サイト	サイトという表現が混乱を招く。また畜舎群と農場の差異がわかりにくい。国際的な言い方に合わせたとの内容であったが、海外との事情も異なるため、英訳する際にサイトという表現にすれば良いと考える。	3(9) サイト	サイト、農場等の考え方について、解説資料を準備する予定です。
4	認証農場	3(9)サイト	マルチサイトという用語が用語集から削除されてしまってます。検討されていると伺っていますがどうなったのでしょうか。サイトとは関係はありますが、別の事象としてあげさせていただきました。わたしは豚が専門ですが、グループの中には2~4のサイトを持つ生産者がいます。しかし一度に認証取得はしないでサイトごとに取り組んでいます。畜種にもよりかなり形態が変わるはずで。畜種別に整理し、しっかりと定義したうえで団体、経営者、直営肥育、委託肥育などとの関係性を整理しどのように取り組むのかを明示して欲しいと思います。	3(9) サイト	サイト、農場等の考え方について、解説資料を準備する予定です。
5	認証機関	3.(20)畜舎群	サイトと畜舎群の差異がわかりにくい。	3(10) サブサイト	畜舎群をサブサイトに変更し、定義を修正しました。 サイト、サブサイト等の考え方について、解説資料を準備する予定です。
6	認証機関	3の(15)草地等	草地等の定義として、2019版では飼料作物の作付け地及び野草地をいう。とされていましたが、2022版では飼料作物に利用する土地をいい、牧草地、飼料畑、飼料用米の水田および家畜の飼養に供される土地を含む。とされており、今後は野草地は除くということでしょうか。	『農場用 管理点と適合基準』は-11)	自給飼料生産に利用する土地には野草地は含みませんが、放牧地には野草地を含みますので、『農場用 管理点と適合基準』の「放牧地」の定義の修正をしました。 『農場用 管理点と適合基準』用語の定義 は-11) 放牧地: 草地のうち、家畜の飼養に使用する場所。 ↓ (修正) 放牧地: 草地のうち、家畜の飼養に供される土地をいい、野草地および放牧用林地を含む。
7	事務局	3用語の定義	-	3(20)	畜産物の定義が抜けていたため、追加しました。
8	認証機関	3.(32)農場	サイトと農場の差異がわかりにくい。	3(33) 農場	農場の定義を修正しました。 サイト、サブサイト等の考え方について、解説資料を準備する予定です。

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応
9	技術委員	3(36)預託	(5)外部委託の定義で、預託は外部委託にはあたらないとあるので、定義が矛盾している。	3(5)	預託は外部委託にはあたらないため、「預託」の定義および(5)外部委託から預託に関する文言を削除しました。 家畜の所有権に関わらず、認証家畜として出荷する場合は、家畜を飼養する農場が認証を取得する必要があります。 上記に伴い、9.2(3)出荷先の説明(預託先、委託販売先を含む)は削除しました。 預託および出荷については解説資料にて説明をする予定です。
10	認証機関	3(36)預託	旧版で申請または認証されている外部委託としての預託の取り扱いについてはどうすべきか		預託については、2024年1月3日までの移行期間を設けます。現在、外部委託で預託をしている農場は、上記期日までに対応をお願いします。
11	指導員		レビューについての用語の定義を知りたい。	3(37)	語句の意味を明確化するためにレビューの定義を追加しました。文書中の「テクニカルレビューアー」を「審査結果をレビューする者」に変更しました。
12	審査員	4.4	インテグリティプログラムの説明が明確ではありません。実施手順を総規則で明確にすべきではないでしょうか。	4.4	ご意見を受け、基準文書を以下のとおり変更しました。 4.4 インテグリティプログラム 協会は、認証の信頼性を確保するために、インテグリティプログラムを実施する。インテグリティプログラムは、少なくとも以下の活動を含み、必要に応じて認証機関と協力し実施される。 (1)認証機関の運用状況の確認 (2)本認証プログラムに関する意見集約・調査
13	認証機関	5.2(3)	協会は、認定された認証機関に認定書を発行しなければならない。認定書に記載される認定範囲はJGAPの認証基準(版を含む)に対応していなければならない。とされていますが、現行の認定書で新たな認証基準にも適合しているとの理解でよいか。	5.2(3)	現行の認定書で新たな認証基準にも適合しています。(版を含む)は削除しました。
14	認証機関	5.4	協会は、農場・団体及び認証機関からの認定活動に関する苦情または異議申し立てに対して、・・・とされていますが、認定活動は協会が認証機関に対して行うことであり、農場・団体に対する活動ではないことから、農場・団体からの苦情又は異議申し立てはないのではないか。	5.4	ご意見を受け、「農場・団体」を削除しました。
15	事務局	—	—	6.1(12)	認証機関登録料に関する規定が不足していたため、追加しました。
16	認証機関	6.3(1)	認証機関が実施すべきことは、「農場・団体に維持及び更新の実施のタイミングを書面等により案内しなければならない。」とされたい。	6.3(1)	認証機関には、審査のタイミングを適切に案内し、認証サイクルを維持することが求められます。
17	認証機関	6.3	認証機関の認証の管理ということで、対協会、対農場への対応が規定されていますが、混在していることから、順番に書き分けを検討願います。	6.3	ご意見を受け、(1)から(5)の順番を変更しました。
18	認証機関	6.4	職員→当てはまらない可能性もあるので、事務方、テクニカルレビューアー、判定者の力量管理。	6.4	ご意見を受け、「職員」から「要員」に変更しました。

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応
19	認証機関	6.4(4)	住所がなぜ必要か	6.4(4)	認証プロセスに関与する職員に対して最低限の把握すべき内容として要求しています。 (ISO/IEC 17065 6.1.2.2 参照)
20	認証機関	6.4(5)	認証機関は1名以上のテクニカルレビューアを置かなければならない。テクニカルレビューアは上級審査員の力量を持つ者とする。とされていることについて、必ずしも上級審査員である必要はないとのことでしたので、「テクニカルレビューアは、上級審査員の力量を持つ者、又は対象とする認証審査の情報および結果をレビューするのに十分な力量を持つ者」としていただきたい。	6.4(5)	ご意見を受け、6.4(5)を以下のとおり修正しました。 (5)認証機関は、審査に関わるすべての情報および結果をレビューするために、1名以上の審査結果のレビューをする者をおこななければならない。審査結果のレビューをする者の力量要件には、『JGAP総合規則』、『JGAP管理点と適合基準』、審査報告書およびチェックリスト(本規則10.5)に関する要求事項の理解が含まれていなければならない。
21	認証機関	6.4(7)	手順や時期はは認証機関が定めてよいか 審査員の立会評価は畜産現場では限定的となり、評価する審査員も限られるため、審査員の力量を評価出来るシステムを認証機関が構築することが必要と考える。(認証機関の評価方法の一つとして、立会評価があるが、規則に立会評価との記載は不要と考える)	6.4(7)	「立会を定期的に評価するシステム」から「力量を年1回以上評価するシステム」に変更しました。
22	認証機関	6.5	インテグリティプログラム実施手順をお示しください。内容を確認させていただきたい。	6.5	ご意見を受け、基準文書を以下のとおり変更しました。 6.5 インテグリティプログラムへの協力 認証機関は、協会が実施するインテグリティプログラム(本規則4.4)に協力しなければならない。
23	認証機関	8.1の(11)	農場・団体は、協会が、認証機関が実施する審査への立会を希望した場合、受け入れなければならない。とされていることについて、これまでの経験からすれば、新型コロナの感染拡大による農場へのウイルスの侵入を危惧するためということで、審査員以外の立入(審査員補の同行)を受け入れられなかった事例があり、こうした理由は正当なものと考えられますので、…立会いを希望した場合、正当な理由がある場合を除き、受け入れなければならない。とされたい。	8.1(11)	ご意見を受け、「正当な理由がある場合を除き」を追加しました。
24	認証機関	9.1.1(2)	旧版申し込み期限について、認証機関で早めて区切っても良いか。(超えることはない)	9.1.1(2)	認証プログラムとして旧版の審査可能日を定めているため、対応をお願いします。
25	認証機関	9.1.1(3)	団体の場合、サイトによって旧版で受ける農場と新版で受ける農場が混在することは問題ないか。(事務局はどちらにも対応と仮定)	9.1.1(3)	団体認証は、ひとつの認証基準に対する団体のマネジメントを審査するため、団体内でサイトによって版の混在は認められません。
26	事務局	-	-	9.2(2)	規定が不足していたため、「農場・団体は、生産している品目のうち、特定の品目に限定して認証の対象とすることができる。」ことを追加しました。
27	認証農場	9.3.2	9.3.2の表3にある経営体が私の言う農場(会社)であるなら、用語に経営体の説明を入れてください。	9.3.2	ご意見を受け、表3から経営体数の項目を削除しました。
28	認証機関	9.3.2	表をつけることで余計に混乱する可能性がある。(サイト表記の件)		

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応
29	認証機関	9.4	有効期限は2年間から変更ないか。畜産において飼養から出荷までが毎日行われており、維持審査を含め毎年審査せずとも有効期限3年であれば、年1回以上の評価事項についても審査でき有効と考える。2年間とする意図があれば示して欲しい。	9.4	9.4(1)に記載のとおり、2年間で変更ありません。維持審査と更新審査により、年1回の審査を行うことで認証の信頼性を確保しています。
30	認証農場	9.5	初回審査の翌年に維持審査を受けるつもりですが、版が変わってもよいですか？審査機関からは基本的には同じ判で維持審査を行うといわれました。しかし来年10月までは旧版でも審査ができるのと同じです。同時期に改訂版の審査も重なると思われます。さらに維持審査も加わり複雑を極めます。どのような方針で取り組むべきかをわかりやすくお示してください。総合規則の中には具体的な記述は見当たりません。	9.1.1(3)	9.1.1(3)にて、維持審査は原則前回の審査と同じ版で行うこととしていますが、新しい版で審査を受けることも可能です。また、旧版での審査は、新しい版の運用開始から1年間は審査の受付が可能です。新版、旧版どちらも審査可能な時期では、農場・団体の新しい版への対応状況から、どちらの版で審査を受けるかご判断ください。
31	認証農場	9.5.1(3)	豚の場合は特に防疫面で考慮が必要であり、常識的に連続した日程での審査はあり得ません。団体との相談の上決定するとしていただきたいです。あるいは原則としてを追加してもよいかもしれません。	9.5.1	ご意見を受け、「9.5.1(3)審査は連続した日程で実施されなければならない。」は削除しました。
32	認証機関	9.5.1(3)	連続した日程は団体も該当するか。それぞれのダウンタイムの関係上、週をまたぐ可能性もある。原則、でいいか。		
33	事務局	-	-	9.5.1(3)	規定が不足していたため、以下を追加しました。 (3)審査対象の畜舎や畜産物取扱い施設が複数ある場合、これまでの審査で確認していない畜舎や畜産物取扱い施設を優先して審査することを原則とする。
34	認証農場	9.5.3	維持更新審査の際に新たなサイトを加えたい農場(会社、マルチサイトであるなしいろいろ存在する)がグループ内にあります。審査機関に相談の上、部分的に特定のサイトで申請をかけ、徐々に拡張申請をする予定です。どちらの審査でも対応できるのでしょうか。		維持審査または更新審査のどちらでも、団体にサイトを追加して審査を受けることは可能です。
35	認証機関	9.5.3(4)	書類「審査」を実施しなければならないか。力量のあるものが提出書類を判断し、判定することで同等とみなされるか。いままで、JGAPにおいて書類審査はなく、現地審査にて書類の確認を行っていたため、書類審査となった場合の判定が困難なこと、膨大なデータを提出しなければいけない点、審査員の指名と審査による審査料金の発生など認証農場の負担だけが増える。現行の規則にて認証農場において著しい不備などが認められたケースなどがあれば、今回の改訂に至った理由を含め示して欲しい。	9.5.3(4)	認証の信頼性確保のため、審査の省略は認められないと判断しました。書類審査は「審査」の実施なので、総合規則10章に基づく審査を実施することが必要です。
36	審査員	9.5.3(4)	(o)農薬の使用記録だが、必ず必要か。農薬を使用しないこともあると思う。	9.5.3(4)	ご意見を受け、(o)農薬の使用記録に「農薬の使用がある場合」を追記しました。
37	認証機関	9.6.2.2(3)	サイトが小規模で、ほとんどの管理を団体事務局が行っている場合、2時間もかからない場合がある。原則と考えていいか。	9.6.2.2(3)	標準審査工数はサイトの状況や団体事務局との役割分担に基づき工数を算出して構いませんが、50%を超えて削減することは認められません。
38	理事会	-	-	9.7	『農場用 管理点と適合基準』の「重要」の数が減っている中で、農場の現状に即した管理をするため、認証が付与される際の適合率について、重要85%に変更しました。

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応
39	認証機関	10.4.3(1)	畜舎群毎に1箇所以上の場合、防疫上「繁殖・育成エリア」の畜舎への立ち入りは難しいなどが考えられる。	10.4.3(1)	サブサイト(畜舎群)ごとに畜舎を確認することが基本になるため、「原則」としました。また、防疫の観点より、ICT等を利用した確認を可能としました。
40	認証機関	10.4.4(2) (d)	サイト数と防疫、エリアが各県に拡散している場合(各エリアに事務局の立ち合いを考えている等)などの場合、事務局審査より1ヵ月を超える場合が考えられる。原則と考えていいか。	10.4.4(2) (d)	ご意見を受け、「原則」を追加しました。
41	認証機関	10.9(2)	テクニカルレビューは全体的な結果のレビューをおこなうのではなく、審査ごとの設定か。	10.7	審査ごとに審査結果のレビューを行う必要があります。
42	事務局	10.10(1) 11.1	—	10.10(1) 11.1	JGAPロゴマーク運用の変更を検討しているため、「JGAP認証プログラムロゴマーク」を「JGAPロゴマーク」に変更しました。
43	認証機関	10.11.1	認証に係る報告について、認証機関の細則に基づき情報を維持し、協会に報告しなければならないとされていますが、6.3の(2)による報告もあることから、情報の重複のないようにしていただきたい。	6.3(2) 10.11.1	ご意見を受け、6.3(2)および10.11.1の文章の整合を図りました。6章は認証機関への要求事項、10章は認証の管理を規定しているため、それぞれ求める意図が異なることから両方に記載しています。
44	認証機関	10.12の(1)と 14.2の(6)	差分審査における認証書の有効期限については、認証書の記載事項に該当しますので、10.12の(1)と14.2の(6)の両方の規定が該当することになり、どちらかが優先されるということはないと考えています。そのため、認証機関が他の認証プログラムの更新を確認した後、速やかに有効期限を改訂したJGAP認証書を発行するに際しても、農場は認証機関に変更の申請をしなければならないこととなります。農場から変更の申請がある以上、申請を受けて対応するものと考えます。10.12の(1)の(d)の記載を、例えば、その他の認証書の記載事項(差分審査により取得された認証書上の有効期限は除く)としてはどうか。	10.12(1) (d)	ご意見を受け、10.12(1)(d)に以下の注記を記載しました。 ※ 本規則14.3(6)に基づき、他の認証プログラムの有効期限が更新された場合に、有効期限を変更する場合は除く。
45	事務局			10.12(2) (e)	認証後に変更が生じた場合、協会への報告する規定がなかったため、(e)協会への報告 を追加しました。
46	認証機関	その他	団体認証で1サイトのA畜舎群で認証を取得し、追加でB畜舎群の認証を取得することは可能か。その場合は1サイトとカウントされるか。	10.2(7) 10.10(2) 10.12 『団体事務局 用 管理点と 適合基準』 4.4.3	個別認証と同様に、団体認証でもサブサイト(畜舎群)の考え方を取り入れ、以下の修正をしました。 団体認証でサブサイト(畜舎群)を追加することは可能ですが、新規サイトの加入と同様に、内部監査が必要となります。 ・ 10.2(7)(b)サブサイトの所在地を追加 ・ 10.10(2)団体認証における、サブサイトの所在地を追加 ・ 10.12(1)(b)から「個別認証において」を削除 ・ サブサイトを追加する場合、個別、団体に関わらず、10.12(2)に基づき認証機関が対応することとし、「(3)上記(1)(b)において、個別認証においてサブサイト畜舎群を追加する場合は、追加審査を行わなければならない。」を削除 ・ 『団体事務局用 管理点と適合基準』4.4.3にサブサイトを追加する場合の対応を追加

No.	提案者	項番 (パブコメ版)	改善提案・意見	項番	対応
47	認証農場	その他	個別認証を受けている農場があります。最終的に団体認証に組み入れたいと思います。このような事例もどうすべきかの方針が見当たりません。個別案件で対応するといっても旧版の時から未解決の問題かと存じます。グループとしても計画的に進めたいので困ります。より具体的に審査機関と連携を強めて決定事項を明示していただきたいと思います。具体的には、個別認証で更新審査も終えているサイトですが、どうしたら効率的に団体認証に入れるでしょうか。さらにその先には別の肥育サイトも組み入れたいマルチサイト農場です。	9.3	個別認証の認証農場が団体に加わることは可能ですが、9.3に記載のとおり、審査は個別認証と団体認証それぞれに受けることになります。農場が団体に加わることにより、個別認証を有効期限前に継続しないことを決めた場合は、認証の返上を行います。2019版から変更はなく、総合規則2019版の7.1(2)「個別認証の認証農場が、その有効期限内に認証団体に加わることは可能である。この場合、個別認証は、有効期限まで有効なものとして取り扱われる。」と明記しています。
48	理事会	14	—	14.2	「JGAPと他の認証プログラムとの差分に関する文書」の承認の流れが規定されていなかったため、14.2を追加しました。
49	理事会	15	—	—	理事会の方針により、「15 JGAPと他のGAPとの同等性認証」は削除しました。
50	認証機関	その他	認証機関の審査は、前回審査で指摘事項がない場合も毎年実施となるか。	—	認定の細則の「4.6 認定の有効期間」では、認定審査を省略したり免除したりする記述がありません。そのため有効期間は1年となり、認定審査は毎年実施となります。